

〔11番 橋岡協美議員登壇〕（拍手）

◆11番（橋岡協美） 議席11番、のぞみ、橋岡協美です。

東日本大震災から6年9カ月、被災地ではいまだ復旧、復興の道半ばと言えます。以前から自助、近助、共助を推奨されている山村武彦防災・危機管理アドバイザーは、大地震は起きるという認識は皆持っているが今夜は起きないと思っている人が大多数であり、阪神・淡路大震災では建物、家具の下敷きで87%が亡くなっていることを踏まえ、かたかた揺れたら、小さい揺れを感じたら、緊急地震速報を聞いたら我が家の安全ゾーンへ避難するくせをつける訓練が必要だとおっしゃっています。さらには人間は都合の悪い情報を無視し、自分の都合よく考えようとする認知心理バイアスがあるので、防災に対して悲観的に準備し、楽観的に生活することを強調されています。

佐倉市においては佐倉市地域防災計画、避難所運営マニュアルを策定し、学校における危機管理マニュアルが毎年見直しが図られています。ハード面ではさまざま進んでいると認識しているところですが、大規模災害発災時の体制について市長は今後どのように進めるか伺います。

以降の質問は自席にて質問をさせていただきます。

○議長（櫻井道明） 市長。

〔市長 蕨 和雄登壇〕

◎市長（蕨和雄） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

地域の防災活動の担い手であります自主防災組織につきましては現在までに112団体が設立され、市民の防災意識の向上及び行政と地域の連携が進められてきているものと認識しているところでございます。また、地域では学校の協力のもと学校を防災訓練会場として、まちづくり協議会を中心とした自治会、自主防災組織等による合同防災訓練の取り組みも広がってきております。市と学校との連携といたしましては毎年、非常登庁訓練を実施しておりまして、避難所配置職員と学校職員との意思疎通を図っております。今後の課題といたしましては共助による地域防災のかなめとなる自主防災組織の設立状況には地域により隔たりが見られますことから、市全域において組織の設立が進むよう、さらなる啓発が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡協美議員。

◆11番（橋岡協美） それでは小中学校が避難所として指定されていますので、避難所を運営する視点から幾つか質問をさせていただきます。まずは危機管理室、それから避難所に指定されている学校を所管をする教育委員会、地域の自主防災組織、あるいは自主防災組織がまだ立ち上がっていない自治会、町内会との避難所開設運営についての連携は進んだか、課題は何か、それぞれの担当部局の見解をお伺いします。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

佐倉市におきまして学校、地域、そして行政という間で連携のほうは徐々に進んでいるものというふうに認識しております。例えば市長の答弁にありましたけれども自主防災組織の設立数がふえて着実な行動をしていること。また地域においては、こういった訓練を通しまして学校の協力のもと避難所の開設や運営訓練を実施しております。また市と学校といたしましても毎年、非常登庁訓練を実施しておりまして避難所の配備職員、そして学校職員との情報共有、情報交換、意思疎通を図っているところでござ

います。今後の課題といたしましては発災時における共助、こういったもののさらなる向上を目指すことが課題というふうに思っております。また自主防災組織につきましても現在、地区的な偏りが見られますことから全市的な早期な設立、そういったものを今後の課題と受けとめて啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 市長。

◎市長（蕨和雄） 先ほどの橋岡議員のご質問に対しまして補足して答弁させていただきます。

大規模災害発災時の体制について今後どのようにするかという質問でございますが、地震を初め台風や大雨などによる自然災害は毎年日本全国に大きな被害をもたらしております。このような災害を通じまして防災上の新たな課題や問題点など学ぶべき教訓が数多く提起されております。本市ではこれまでにこうした教訓を生かし、さまざまな防災対策に取り組んでまいりました。指定避難所に位置づけております小中学校では防災井戸の設置に続き、平成 27 年度には校舎及び体育館の耐震化が全て完了いたしました。また災害時に水、食料品、生活物資の提供等を初めとする災害時における連携協定も現在までに 75 協定を締結しております。さらに毎年地区を変更して開催しております市民防災訓練は地域密着型の実践的な訓練とすることによりまして、地域住民の方々が災害時においても安心して避難行動に移せるよう努めてまいりました。現在は本市において大規模な災害が発生し避難所を開設するに至った場合でも市民の皆様が安心して不自由のない避難所生活を送れるよう、本年度から 5 カ年計画でマンホールトイレの整備に着手したところでございます。今後もさまざまな視点や角度から大規模災害発生時における安全安心に配慮いたしました体制づくりを進めまして、市民の皆様が平時から快適で安全安心に暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。失礼しました。

○議長（櫻井道明） 教育長。

◎教育長（茅野達也） お答えします。

避難所開設、運営に関する連携につきましては佐倉市地域防災計画や佐倉市避難所運営マニュアルに沿って体制が整備されていると認識しております。また、教育委員会としての課題は学校を避難所として開設した場合、学校職員と市担当職員との連携を図りながら対応していくことであります。なお、危機管理室長のほうから答弁ありまして重なる話であります。現在定期的に非常登庁訓練を実施し、市担当職員と学校職員が実践的な取り組みを行っているところであります。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆ 1 1 番（橋岡協美） 実践的な訓練を進め、連携を進めているということでした。避難所配置職員と学校の施設職員は連絡先の交換がなされているとのこと。市または連携についての取り組みも進みつつあると理解しました。

それでは大規模災害発災時に避難所が開設される学校の対応について伺います。6 年前の平成 23 年 6 月定例会一般質問で申し上げたことですが、小中学校の教職員が児童生徒の安否確認を行うとともに避難所運営にも従事しなければならず、教職員は交代で避難所となった学校に泊まり込み、24 時間体制で避難所運営に当たらざるを得ない事例を踏まえ、復興支援活動に当たる教職員組織として兵庫県に設立された震災学校支援チームを参考に大規模災害発生時の学校の対応について取り組みを進めるよう要望

いたしました。どのように取り組みが進んだか伺います。また、災害時の学校危機管理マニュアルはどのように改定されたか、この2点について伺います。

○議長（櫻井道明） 教育長。

◎教育長（茅野達也） お答えします。

東日本大震災以降、各学校ともに危機意識を持って実践的な避難訓練を実施しています。具体的には授業中、休み時間などあらゆることを想定した避難訓練、保護者への引き渡し訓練、危機管理マニュアルを実践に照らして改善していくことなどを実施しております。なお、各学校では非常時発生時の対応等につきましてあらかじめ保護者並びに地域へお知らせしておりますが、引き続き連携を図って災害に備えた指導に努めてまいります。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 発災時の情報を共有していくということだったと思うのですが、次に避難所配備職員や施設職員は避難所運営の協力者として携わることが望ましいということで避難所運営マニュアルに位置づけられている点について伺います。避難所運営委員会は避難者の要望や意見の調整、避難所生活のルールづくり等の避難所の運営を行うための意思決定機関として避難所運営委員会を設置するとあります。避難所運営委員会は避難者から選出された役員、避難所配備職員、施設職員の合議により行うことを原則としています。なお、避難所運営が避難者自身による自主運営が基本となることから避難所運営委員会についても避難者から選出される役員の人数を多くし、避難所配備職員や施設職員は避難所運営の協力者として携わることが望まれると記されています。この点について地域の住民と共有がされているか、今後どのように共有していくかについて伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

避難所の運営につきましては避難所運営を自分たちで行うという意識のもと運営されることが理想であります。しかし、この意識が全ての市民に共有されているとは言いがたいことから、こうした意識の醸成をさらに進めていくことが必要であると認識しております。今後も地域での防災訓練等の機会を捉えまして、避難者自身による避難所運営が基本となることについて情報発信及び啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 共有しているとは言いがたいということでしたので、今後その点について共有を進めてください。

避難所運営の中で施設長としての学校長の判断によるところが多い中、非常時における物品の貸し出しについてはもう少し具体的に決めておいたほうがよいことが幾つかあります。例で申し上げますと東日本大震災、熊本の地震でも活用されました情報収集としてのテレビ、避難者名簿整理等に使用するパソコン、温度管理のためのストーブ、そして事務用品はどのように貸し出すのか、もしくは貸し出さないのか。これまでの大震災において1カ月以上帰宅できなかった学校長もいらっしゃることを踏まえると同時に学校長、教頭が学校に登校できないことを想定して伺います。想定外はないということで伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

避難所運営につきましては毎年度、危機管理室と学校とで避難所として使用できる場所や連絡体制などの確認を行っておりますが、あわせてテレビやストーブなどの貸し出し可能な学校備品の保有状況や保管場所についても報告をいただいているところでございます。有事の際にはそれらの備品等を学校側からお借りすることを想定する中で臨機応変な対応や協力についてもあわせてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 事前に決めておいたほうがその場にいる、例えば校長先生も教頭先生も登校できなかった場合、他の先生が判断するというのはなかなか大変なことです。想定される学校長判断項目を減らすことで学校長の負担が減り、子供たちの安否確認に力を注げるということがありますので、こちらの点について指摘しておきます。

さらに言えば移動式の防災無線、それから有線の携帯電話、災害時用のPHS電話が設置され、災害時の通信方法の確立を進めていただいているところですが、これらは全て職員室にあります。避難所設置職員は体育館以外の施設にあるこれらのものを生かしたくても生かせない立場にあると考えますが、いかがでしょうか。入れるのでしょうか。体育館だけと伺っているのですけれども職員室に配備職員は入れるのでしょうか。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

避難所配備職員には体育館のほうには入れるということは全校的に共通になっておりますが、実際の職員室につきましては学校の先生があげていただくということになりますので、学校配備職員の中に市の職員である栄養士さん等がいらっしゃる場合には可能なのですけれども、それ以外の場合は学校の先生が来てからということなので、その辺が対応としては遅くなるということは課題と認識しております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） それでは施設職員が来るまで、この防災無線、有線携帯電話、災害用PHSが使えないということを認識しておいてください。協力者としての施設職員のかかわりということが位置づけられていますので、それ以上のことを危機管理マニュアルでは位置づけられていないことが多いです。ですので学校長、教頭が登校できないケースを想定して考えていただけたらと思います。

佐倉市の防災倉庫には避難所運営に必要な筆記用具や受け付け名簿などの一式がありますが、例えば大田区であるとか文京区においては避難者誰でもわかる実働的なマニュアルと立ち上げ初期に使うものが入った避難所開設キットを使い避難所を開設するところがあります。佐倉市はどのように考えるか伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

本市におきましても避難所開設が円滑に行われるよう避難所運営マニュアル、発電機や浄水器の操作マニュアル、筆記用具などの避難所開設当初の運営に必要な物品をクリアケースに納め、各避難所の防災倉庫内に配備しております。ご紹介をいただきました大田区の避難所開設キットにつきましては、

私も調べをさせていただきました。このキットにつきましては避難所配備職員だけでなく、避難者の方々でも避難所開設の手順であるとか避難所運営に係る業務内容が理解できるようわかりやすく整理されている優良な事例であると判断しておりますので、今後参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） そうですね、避難所開設の職員も避難所にたどり着かないこともありますので、目で見てすぐわかるような形で、この防災倉庫にある避難所開設に関する書類を整えていただきたいと思います。要望いたします。

それでは避難所の配備職員、それから学校の先生、施設職員は食料の自己調達が進んでいるか伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

避難所配備職員に対しましては、防災倉庫に備蓄しているアルファ米やクラッカーは被災者への支給が優先されるものであり、職員用としては3日分の食料等の備蓄と持参をお願いしております。現状では避難所配備職員のこうした備えの状況を把握はしておりませんが、引き続き避難所配備職員に対しまして災害時の食料備蓄と持参に心がけるよう周知及び啓発してまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 教育長。

◎教育長（茅野達也） お答えします。

佐倉市避難所運営マニュアルに照らして、学校職員につきましても食料、水の確保につきましても必要であると認識しております。今後も引き続き、学校へその情報を流し周知の徹底を図ってまいります。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 東日本大震災時には精神的動揺等により避難所生活者のうち約8割が自宅から食料を持参してこなかった、こられなかったという調査結果がありますので、この避難所配備職員、学校の先生方の食料の自己調達は進めてください。

次に11月の11日、井野中学校で開催されました佐倉市教育懇談会でのグループ討論の中で、井野中学校の1年生全員が9月15日に青菅まちづくり協議会主催の災害時訓練に参加したことはとてもよかったと意見が出ました。また、10月7日に開催されました佐倉中の佐倉市教育懇談会でも中学生は塾や部活等で忙しいが地域の防災訓練に参加しておく自分の役割を認識できる、地域の行事に参加すると地域の人ができるようになる、中学生には備蓄倉庫の場所や備蓄資機材について把握をしてもらい地域の人に教えてもらいたいと意見が出ました。井野中の中学生が青菅まちづくり協議会、小竹まちづくり協議会の合同防災訓練に参加した訓練の内容とその効果について伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

青菅まちづくり協議会、小竹小学校区まちづくり協議会が主催いたしました防災訓練は、いずれも学校、自治会、自主防災組織や関係機関などが参加し、お互いの協力、連携のもと実施されたものでござい

ます。主な訓練内容といたしましては避難所の開設、運営訓練、応急救護や炊き出し訓練などで、その中に井野中学校の生徒も地域の方々と一緒に協力し合って参加しておりました。このようにまちづくり協議会が実施しております指定避難所であります学校を単位とした防災訓練は各自治会、自主防災組織、生徒間同士それぞれが地域防災に対する共通認識を図る上で大変有効であるとともに地域全体としての共助の向上にもつながるものと認識をしております。今後もこのような地域の防災力を高める訓練が広く浸透されますよう市としても取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 教育長。

◎教育長（茅野達也） お答えします。

9月15日、井野中学校で実施した避難所開設訓練につきまして確認しましたところ、1年生141人と地域の皆さん10人が一緒に行ったということでありました。内容につきましては地震を想定した避難訓練のほか担架の使い方、AEDの操作の仕方、簡易トイレの組み立て方や炊き出し訓練などを実施しました。生徒からは貴重な体験でした、お湯を入れるだけですぐにご飯がつかれることを知りましたといった声が寄せられました。保護者や地域の皆さんの協力を得ながら避難訓練を実施していくことも大切であると認識をしております。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 佐倉市地域防災計画、災害予防計画の（1）に学校教育、社会教育における防災教育の強化として児童生徒等が災害や防災についての基礎的、基本的な事項を理解し、災害時にはみずからの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うために、教育機関においては家庭や地域等と連携し防災に関する教育の充実に努めるものとし、防災教育の推進に当たっては他者や地域の防災に貢献しようとする意識を身につける、状況に応じた判断力を身につける等の防災意識及び思考力の向上を図るものと位置づけられていますので、この取り組みを継続していただきたいと思います。

10月1日には南志津小学校で開催された市民防災訓練の冒頭で避難所開設訓練が行われました。他の地域でも避難所開設訓練をしておく必要があると考えます。市としてどのように考えるか、また現在どのくらいの指定避難所がこの避難所開設訓練を実施しているのか、今後はどのように進めていくか伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

これまでに佐倉市が実施いたしました避難所開設運営訓練は南志津小学校以外では山王小学校及び臼井南中学校で実施しております。また、地域においては本年度、まちづくり協議会によりまして井野中学校と小竹小学校で同様の訓練が実施されました。避難所開設運営訓練は地域の皆様の参加が不可欠であることから今後も訓練会場となります地元自治会の皆様にご協力を求め、地域の多くの方々に参加、体験していただくとともに被災者みずからが行動し、助け合いながら避難所を運営するという避難所運営の原則についての啓発もあわせて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 阪神・淡路大震災では922人、東日本大震災では1,805人が避難所で亡くなっ

ていることを踏まえ、避難所開設、運営訓練を住民、避難所配備職員、施設職員が連携して訓練を進めるように要望いたします。

先ほど来から挙げていただいた中には今度、駅の近くの小中学校ですと帰宅困難者、全くこの地域を知らない方も入ってきますので、さまざまなことを想定していただきたいと思います。

次に支援と受援について伺います。平成 30 年度を目途に修正作業を完了する地域防災計画の中には熊本地震で課題となりました受援方法、援助の受け方ですね、の明確化、円滑な支援物資の輸送と配付などを記載すると伺っています。支援を受ける受援について現段階ではどのように想定しているか、危機管理としての見解、学校を所管する教育委員会としての見解を伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

本市の受援に関しましては、現時点では災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定及び全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定に基づきまして応援要請を行うこととなります。なお、具体的な受援の方法や内容につきましては現在策定作業を進めております業務継続計画を踏まえまして受援計画として位置づけてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 教育長。

◎教育長（茅野達也） お答えします。

支援を受ける受援につきましてはさまざまな関係機関と連携を図りながら進めていくことが重要です。具体例を申し上げますと子供たちの精神的な支援を行うためのカウンセラーの要請や登下校の安全確保のためのボランティアの要請などが挙げられますので、今後もさまざまな展開を想定しながら地域、関係機関と連携を図ってまいります。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆ 1 1 番（橋岡協美） 東日本大震災のときに地域の自主防犯団体がお手伝いをしたいと思ったけれども、やはり学校が混乱していてなかなかボランティアへの要請まで手が回らなかったということですので、事前にある程度決めておいて協定などを結んでいただけるとボランティアも動きやすいかなと思いますので検討してください。

児童生徒の安否確認を最優先する学校が施設職員として避難所とのかかわりがどうしても出てくると思います。学校の再開、給食の再開、心のケアをしていく難しさが学校現場にあると思いますので、たび重なりますが、実際に大災害が発生したことを想定して学校長も校長先生も学校に来れない、そのぐらいのことを想定してどのように対応していくか議論を深めていただきたいと思います。

ここまでは避難所運営に関する質問をさせていただきました。次に災害における職員派遣について伺います。これまでに派遣した職員の派遣方法と地震だけでなく風水害に対する対応職員、被災地派遣職員の知識と知恵の集積があると考えます。どのように把握しているか、またそれをどのように活用していくか伺います。

○議長（櫻井道明） 危機管理室長。

◎危機管理室長（黒浜伸雄） お答えいたします。

佐倉市から被災された市町村への職員派遣につきましては、平成 23 年度以降では東日本大震災及び熊

本地震に関連して延べ 15 名の職員を派遣しております。派遣職員の業務内容は建築物の応急危険度判定や避難所運営などさまざまでございます。こうした派遣先での従事内容などについては危機管理室及び人事課において把握をしておりますので、被災市町村からの要請がございましたら職員の経験を生かし派遣協力することは可能であると解しております。また、派遣後においては文書による報告を初め関係する会議などでその都度発表するなど情報共有を図ってまいりましたが、今後も本市の防災対策に的確に生かせるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆ 1 1 番（橋岡協美） 職員の震災バンクというのをきちんとつくっておいてください。宝塚市に視察でまいりましたとき、阪神・淡路大震災を経験はしているけれども、やはり 5 年、10 年、15 年とたつに従い風化してしまうということを言われましたので、しっかりとこの集積、知恵の経験、能力を有する職員を有効活用するように努めてください。

災害時における避難所における支援と受援について伺いました。避難所開設訓練でも言われたことですが、避難所にはお客さんはいないということです。住まいとしての避難所は家庭と同じで役割と責任があり、1つの自治会、自主防災会だけではできない地域、学校ぐるみの訓練です。この訓練の後押しを要望し次の質問に移ります。

測量、登記について伺います。佐倉市における測量、表示登記を含む登記事務について業務の発注はどのようなになっているか伺います。

○議長（櫻井道明） 資産管理経営室長。

◎資産管理経営室長（増澤文夫） お答えいたします。

測量、登記事務の発注につきましては個別案件ごとの発注となっており、設計額に応じ入札などにより契約を行っております。業務内容といたしましては測量業務と登記に必要な書類作成業務までを一括して業務委託として発注しているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆ 1 1 番（橋岡協美） 一括発注となると日本土地家屋調査士連合会からの照会に対する昭和 57 年 9 月 27 日、法務省民事局長の回答にあるように本来、不動産の表示登記に係る不動産登記規則第 93 条に基づく調査に関する報告書及び地積測量図については土地家屋調査士が作成することになっているが、当該業務まで測量士が行ってしまうなど土地家屋調査士法第 68 条への抵触を助長してしまうおそれがあると考えます。測量に係る業務と書類作成に係る業務について分離発注を行えばそのような問題は起きないと考えます。今後、佐倉市においてどのように対処していくのか方向性を伺います。

○議長（櫻井道明） 資産管理経営室長。

◎資産管理経営室長（増澤文夫） お答えいたします。

当該業務につきましては発注の際の仕様書に測量に係る業務と登記書類作成に係る事務の内容についてそれぞれ明記していること、各種法令の遵守について業務委託約款の中でもうたわれていることから測量事務と登記に必要な書類作成までを一括で発注することが法令抵触という結果を招くとは考えておりません。しかしながら今後の業務に当たりましては事務の効率性なども考慮し、対象案件ごとの発注方法等について検討をしてみたいと考えております。



以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 事務の効率化という点で、そういった手続を踏んでいただきたいと思います。

それでは佐倉市が管理する道路内の民有地について伺います。佐倉市が管理する道路内には約 2,000 件の民有地があると伺っています。その民有地が相続の対象となった場合、その相続税は市民が負担しているのか伺います。また負担しているのであれば、この現状について佐倉市の考えを伺います。道路内民有地の相続税についてご相談、お申し出はありますでしょうか。また、申し出があった場合、どのように対処をするのか伺います。

○議長（櫻井道明） 土木部長。

◎土木部長（石倉孝利） お答えいたします。

道路内民有地の相続税につきまして成田税務署に確認したところ不特定多数の通行に利用される公衆用道路内の民有地につきましては価格の評価はしないことになっており、相続税の負担はないと伺っております。また、道路内民有地の相続税について具体的な相談は受けておりませんが、一般的な相続税のご相談、申し出があった場合につきましては成田税務署をご案内しております。

以上です。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 相続税は発生しない。固定資産税と一緒だという認識だと思います。

それでは土地の所有者がわからないまま放置されている所有者不明土地の対策として、国土交通省は行政が所有者を探す際に納税者の情報を活用することなどを盛り込んだ新たな法案の骨子をまとめたということが 12 月の 1 日に報道されていきました。道路内の民有地に係る課題についてもこの所有者不明土地に関しても同じことが考えられますので今後、相続などがさまざまな点で行われると思いますので施策を進めていただきたいと思います。

次に出産支援と陣痛タクシーについて伺います。出産の費用は 50 万円から 60 万円かかると言われています。そのうち 42 万円は出産育児一時金として加入している健康保険から医療機関に直接支払われるため窓口で支払う自己負担額は 10 万円前後となります。しかしながら分娩予約金がまず 5 万円から 20 万円必要とされており、妊娠、出産にかかわる費用の不安を訴える妊婦さんもいると聞いています。また、妊婦さんに精神疾患や知的障害がある場合の支援も心配されるところです。佐倉市としてどのような対応をしているか伺います。

○議長（櫻井道明） 健康こども部長。

◎健康こども部長（青木和義） お答えいたします。

佐倉市では平成 28 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊娠届け出の際に全ての妊婦さんに面接を実施しております。その際に健診やお産の費用など経済的にお困りなことはないかをアンケートでお尋ねし、妊婦健康診査の費用助成や出産育児一時金などの助成制度のご案内とあわせて、必要な方にはお産の費用負担が比較的少ない産科医療機関をご案内させていただいております。さらに深刻な経済的な問題を抱えている妊婦さんには生活困窮者自立支援制度による家計の見直しや就労の相談につなげ、お産の費用だけではなく、ご家族の生活が安定するよう支援を行っております。精神疾患や知的な障害がある妊婦さんにつきましても保健師による家庭訪問を実施し、妊婦さんやご家族のご希望を伺い、児童青少年課や障害福祉課、産科医療機関など関係機関と連携をとりながら必要なサービスを

調整し、安心して出産、育児ができるよう支援を行っております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 妊婦全員面接がとても有効になっていきますので、さらに引き続き進めていただきたいと思います。

次に陣痛タクシーについて伺います。近隣市においては陣痛タクシーという仕組みがありますが佐倉市には陣痛タクシーがなく、夜中に来てくれるタクシーもなく、やむを得ず救急車を呼ばなければならないというのが現状です。子育てに力を入れている佐倉市として陣痛タクシーの必要性についてどのように考えるか伺います。

○議長（櫻井道明） 健康こども部長。

◎健康こども部長（青木和義） お答えいたします。

陣痛タクシーとはタクシー会社が独自に行っているサービスで、妊婦さんがタクシー会社に出産予定の病院や予定日などを事前登録することで、陣痛が始まった際に優先的に配車をしてくれるサービスでございます。佐倉市においても妊婦さんから陣痛タクシーについてご相談をいただくことがあり、その必要性は感じているところでございます。市内のタクシー会社では陣痛タクシーの実施予定がないことから周辺市を対象としているタクシー会社に佐倉市も対象にさせていただくようお願いをしてみました。しかしながら市内に営業所がなくタクシーが自宅に到着するまでに時間を要することから、安全に妊婦さんを医療機関まで移送することができないという理由により対象エリアにはできないという回答をいただいております。ご指摘のとおり現在佐倉市内を対象エリアとしている陣痛タクシーはない状況でございますが、市内のタクシー会社では営業時間内であれば事前相談の上、妊婦さんの登録などを行い、移送に応じてくださるとのことでしたので、希望する妊婦さんには情報提供をさせていただき、陣痛の兆しがあった場合には早目に産科医療機関に相談し、移送手段が確保できる状態で入院するようお勧めしているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 陣痛というに乗せるのを心配なタクシーの運転手さんもしゃると思いますが、私も一番上の子を出産するとき電車で1時間、それからバスに10分乗って、陣痛が始まってから行きますので、夜中に救急車を呼ぶしかできないという状況をどうにかしてほしいということを申し上げました。近隣市は千葉市、四街道市、習志野市、八千代市、富里市、成田市、白井市、印西市が陣痛タクシーを行っています。印西市は千葉ニュータウン周辺地区のみですので、佐倉市もいきなり全域ということではなく試験的にどこかの地域だけできるよう施策を進めていただきたいと思います。妊産婦がどこにいても安心して出産が迎えられるようにするために救急車が夜中に妊産婦が入院している病院に頻繁に来るようでは安心して過ごせません。研究、検討をお願いいたします。

次に不登校・虐待・生活困窮について地域連携見守りについて伺います。佐倉市では不登校や虐待、生活困窮、困難を抱える子供たちを把握した場合、どのような対応をしているか伺います。

○議長（櫻井道明） 健康こども部長。

◎健康こども部長（青木和義） お答えいたします。

不登校や虐待、生活困窮など困難を抱える子供の相談はご家族や親戚、近隣住民のほか小中学校など

の関係機関から寄せられます。相談への対応につきましては相談内容に応じまして関係機関と連携を図り、情報を共有し、問題解決に向けた支援を行います。不登校や生活困窮などの問題が複合的に関連している場合には教育委員会や社会福祉課など関係各課と連携を図っているところがございます。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） それでは不登校、児童虐待、生活困窮について具体的にどのように対応を行っているか、地域住民との連携という観点を含め伺います。

○議長（櫻井道明） 教育長。

◎教育長（茅野達也） お答えします。

不登校につきましては家庭環境、怠学傾向、人間関係などの問題が複合的に重なっていることが大きな理由と捉えております。現在、学校では一人一人の子供たちの様態に応じて生徒指導担当教員や学年主任などが中心となって対策を講じております。しかしながら地域の民生委員や関係機関との連携も重要であります。今後も子供たちを支えていくという視点に立って保護者の意向を把握しながら学校、地域、関係機関が連携を図ってまいります。

以上です。

○議長（櫻井道明） 健康こども部長。

◎健康こども部長（青木和義） お答えいたします。

児童青少年課では18歳未満の子供や家庭に関するさまざまな相談に応じる中で児童虐待の相談対応も行っております。虐待への対応につきましては職員による家庭訪問を実施し、子供への虐待の状況や家庭の状況などを確認し、児童相談所や学校などの関係機関と連携を図り、必要に応じて一時保護等の支援を実施いたします。保護された子供が家庭へ復帰する際には関係機関や地域の民生委員、児童委員による見守りも依頼しております。なお虐待でないと判断した場合でも必要に応じて地域の民生委員、児童委員等の関係機関によりますネットワークを活用し、子供の安全確認と見守りを依頼し、気になる様子があれば児童青少年課へ連絡をいただくように連携を図っております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 福祉部長。

◎福祉部長（佐藤幸恵） お答えいたします。

生活困窮の相談につきましては子供の問題を含め生活困窮者自立支援法に基づく相談事業を実施しておりまして、課題を抱える家庭の方が窓口に来所したり電話等により受け付けをして対応しているところがございます。課題を抱える家庭の中には相談窓口につながりにくいケースもあることから地域の民生委員、児童委員の方々にご協力をいただき、相談窓口案内していただいたり情報提供をいただいた上で相談員が出向いて相談に乗るなど困窮者が相談窓口につながるよう努めております。相談後には適切な専門相談機関を紹介したり相談窓口で支援プランを作成して、就労準備支援や家計相談支援などを実施しており、家庭の状況によっては民生委員、児童委員を初めとする地域の方々に見守りのご協力をいただくこともございます。なお、相談の中で学習支援を必要とする子供がおりました場合には関係各課と連絡を密にし、地域の学習支援団体と連携して学習支援を行うことにより学力の向上とあわせ地域の中の子供の居場所の提供にも努めております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 不登校や虐待、生活困窮等、困難を抱える子供たちへの対応は教育的視点からと福祉的視点からの支援が必要なケースは多くあります。先日視察しました松戸市の総合政策部に子ども部と教育委員会学校教育部兼任の審議監が庁内横串の連携をスムーズにしていました。佐倉市として庁内連携、住民との連携を深め、不登校や虐待、生活困窮等、困難を抱える子供たちへの対応を教育的な視点からと福祉的視点からの両面での対応をお願いし、次の質問に移ります。

次に期日前投票所の増設について伺います。去る10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙に関連して期日前投票所の増設について伺います。佐倉市では本年3月に執行された千葉県知事選挙から従来設置していた市役所と西部保健福祉センターの期日前投票所に加え、公共施設2カ所と商業施設1カ所を増設し、市内5カ所の期日前投票所が設けられました。有権者、特に高齢者の投票の利便性向上に大いに貢献したと思います。まず、今回の衆議院議員総選挙における期日前投票の状況、そして投票数全体に占める割合、この期日前投票所増設の効果についてお伺いいたします。

○議長（櫻井道明） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（鈴木公雄） お答えいたします。

10月22日執行の衆議院議員総選挙の期日前投票の状況につきましては市内5カ所に設置いたしました期日前投票所の小選挙区の投票者数、3万4,219人で行いました。これは当日投票を含めた佐倉市全体の小選挙区の投票数7万9,493票の43.0%に当たります。これに對しまして平成26年12月執行の前の衆議院議員総選挙の状況を申しますと期日前投票所2カ所での小選挙区の期日前投票者数は1万5,967人で行いましたので、市全体の小選挙区の投票数の20.0%で行いました。したがって投票者数は1万8,252人の増、全体に占める期日前投票数の割合、これは倍増したという結果となっております。これは期日前投票所をふやしたことによる効果のほか投票日当日、台風の影響もあったと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 今回の選挙では投票日が台風の影響で荒天が予報されていたことも加わり、期日前投票を利用した有権者がかなり増加したということがわかりました。報道によりますと今回の衆議院選挙で秋田県は投票全体に占める期日前投票の割合が52.83%と全国最高を記録し、中でも男鹿市は県内市町村で最高の72.66%を記録したと報じられました。男鹿市では市役所や支所など9カ所に加え、スーパーの店内に期日前投票所を設置し、その結果、期日前投票数の6割を超す有権者がスーパーの投票所を利用したとのこと。日ごろ有権者の皆さんがお買い物で利用する施設を期日前投票所とすることにより投票率が上がったということが言えます。

佐倉市においても商業施設であるレイクピアウスイの施設内に3月の知事選挙から期日前投票所を設置していますが、増設した3カ所のうちほか2カ所の施設は今回の衆議院選挙では知事選挙のときに設置した南部保健福祉センターを佐倉南図書館に変更し、また志津市民プラザを志津コミュニティセンターに変更しています。この設置場所の変更の理由は何であったのか、また期日前投票所選定の考え方について伺います。また、今回設置した志津コミュニティセンターにつきましては地元の高齢者に大変好評でした。今後も引き続き、期日前投票所として設置していくお考えがあるか伺います。

○議長（櫻井道明） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（鈴木公雄） お答えいたします。

このたびの衆議院議員総選挙における期日前投票所の場所の選定についてでございますが、本年3月執行の千葉県知事選挙の際に設置いたしました南部保健福祉センターのロビーでは今回の選挙の投票所に必要な面積が確保できないということから同じ地域内の佐倉南図書館に変更いたしました。また、志津市民プラザにつきましては期日前投票期間の一部で志津公民館祭の開催が予定されておりましたので、同じ地域内の志津コミュニティセンターに臨時的に変更したものでございます。期日前投票所の選定に当たりましては十分なスペースの確保、一定期間の継続使用が可能なことを前提といたしまして駅周辺の公共施設や商業施設であること、あるいは地域バランス等を考慮いたしまして選挙管理委員会において決定しております。なお、次回以降の期日前投票所につきましては、また選挙が近づいてきた時期に検討することになりますが、現在までのところ市内5カ所の設置を予定しており、県知事選の際に設置いたしました志津市民プラザにつきましては期日前投票所の開設を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） 今回の衆議院選挙は9月28日に解散、10月10日が選挙公示ということで短期間に準備をしなければならない選挙となりました。このことから各投票所の開設に必要な人員の確保にもご苦労されたと思います。選挙の執行に当たっては市監査委員から平成28年度佐倉市一般会計、特別会計決算等の審査意見書において選挙管理事務に関して職員の通常勤務との併存にその多くを頼ることなく、市民やボランティア等の活用を検討されたいとの意見が出ております。この意見の背景には職員の時間外勤務が多いという実態があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、今回の選挙における期日前投票所の投票管理者、投票立会人、事務従事者等どのように確保したのか、その状況について伺います。

○議長（櫻井道明） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（鈴木公雄） お答えいたします。

期日前投票所の投票管理者、投票立会人につきましては日ごろから選挙啓発等を行っていただいている佐倉市明るい選挙推進協議会の委員の方々を中心に地域の民生委員や臼井商店会連合会、市役所OBの方々にお声かけをし、就任を要請いたしております。また、期日前投票所の職務代理者は市職員から任命をいたしております。期日前投票所の事務従事者につきましては本年3月の県知事選挙の際に市民を対象に募集いたしました非常勤職員の方々を従事候補者名簿に登録しておりましたので、その方々を中心に配置をいたしております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆11番（橋岡協美） それでは、ほかの世代と比較して低い傾向にある若年層の投票状況と選挙当日の投票状況をあわせてお伺いいたします。

○議長（櫻井道明） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（鈴木公雄） お答えいたします。

佐倉市における年代別の投票率につきましては国、県の調査の際に標準的な投票区を1つ抽出して集計をいたしております。この集計表によりますと今回の衆議院議員総選挙の標準投票区における30歳未満の小選挙区の投票率は35.69%でございました。市全体の投票率53.37%と比較いたしますと17.68ポ

イント低い状況でございました。前回、平成 26 年 12 月に執行いたしました衆議院議員総選挙の投票率を申しますと市全体が 54.48%、30 歳未満の投票率は 32.65%でしたので、その差は 21.83 ポイントでございました。全体の投票率との差は期日前投票所を増設したことや選挙権年齢が引き下げられたことに伴い 4.15 ポイント改善されております。しかしながら依然として若年層の投票率は他の世代と比較いたしまして低い状況になっておりますことから、今後さらに若年層の選挙啓発を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 橋岡議員。

◆ 1 1 番（橋岡協美） 増設した期日前投票所の中には通勤通学時に利用できる駅周辺に設置されている投票所もありますので、期日前投票の周知を進め若年層の投票率の向上に努めてください。

選挙投票に係る啓発のほか期日前投票を有効に活用するなどして、投票率向上に向けた取り組みに積極的に取り組んでいただきたいと思います。衆議院議員選挙は急に解散して選挙になる場合が大半です。円滑な選挙事務が執行できるよう日ごろから効率的な事務運営のあり方や従事者の人員確保のほか、人材育成等にも力を入れていただき、準備期間の短い選挙に十分備えていただきますよう要望いたします。この期日前投票所の増設はやはり市内の連携が必要ですし、冒頭に質問いたしました大規模災害発災時の避難所の開設、こちらも市内、市丸ごとの連携が必要です。困難を抱える子供たちへの対応は教育的視点と福祉的視点の連携が必要です。さきの議会で何度か申し上げていますが、地域包括ケアシステムの構築には市内連携、多職種連携で地域そして子供から高齢者まで、障害者も健常者も丸ごと包括して支える視点が重要となっています。現在、少子化担当が市のさまざまな課題を横串で連携して取り組みを進めていただいておりますが、来年度、平成 30 年度予算編成においては市内連携、全庁で課題について取り組みを進める担当者をふやして佐倉市に住みたい、佐倉市に住み続けたいという施策が実現できる政策を立案することを要望しまして私の質問を終えます。